相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県愛西市持中町八町八四番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　杉野　知里

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

愛知県名古屋市東区筒井三丁目二六番一〇号　リム・ファーストビル六階Ｃ号室　さわらび法律事務所　相続財産清算人　弁護士　河口　航平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市天白区中砂町五八二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岸本　義和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

名古屋市熱田区金山町一丁目七番八号　電波学園金山第２ビル五階　弁護士法人名古屋総合法律事務所　金山駅前事務所　相続財産清算人　弁護士　楠野　翔也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市右京区嵯峨野千代ノ道町五番地、最後の住所京都市右京区嵯峨野千代ノ道町二〇番地の二　被相続人　亡　井田　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

京都市中京区烏丸御池東入　アーバネックス御池ビル東館六階　御池総合法律事務所　相続財産清算人　弁護士　茶木真理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東住吉区田辺二丁目二六番地、最後の住所大阪府大阪市東住吉区田辺四丁目一二番七号　被相続人　亡　坂本　誠宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

大阪市北区堂島二―二―二近鉄堂島ビル一九階　相続財産清算人　弁護士　小林　孝広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県石垣市字白保一五〇番地、最後の住所大阪府堺市中区深井北町三一七六番地　阪和第二泉北病院　被相続人　亡　大城　国夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

大阪府大阪市北区西天満二丁目一一番八号　アメリカンビル六階　相続財産清算人　弁護士　永榮久仁子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市大久保町江井島九六六番地、最後の住所神戸市西区池上一丁目七番地の一三　ドルチェハイツ一〇二号　被相続人　亡　坪田　吉正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

神戸市中央区京町八〇番クリエイト神戸九階弁護士法人東町法律事務所　相続財産清算人　弁護士　脇山　泰朋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市今津山中町四七番地、最後の住所兵庫県西宮市今津山中町六番二七号　被相続人　亡　木下　一枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

兵庫県尼崎市潮江一丁目三番三〇号ＫＤＩビル四階　尼崎駅前法律事務所　相続財産清算人　弁護士　小林　靖子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県岩美郡岩美町大字岩常二七六番地、最後の住所鳥取県岩美郡岩美町大字岩常二七六番地　被相続人　亡　藤澤　憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

鳥取県鳥取市西町二丁目四一五番地二　相続財産清算人　司法書士　村田　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市大字西岐波一四六五番地、最後の住所山口県周南市住崎町一三番一〇―三〇二号　被相続人　亡　松島　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

山口県周南市緑町一丁目四七番地美重ビル二階　中坪法律事務所　相続財産清算人　弁護士　山田　貴之

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　廣本　常子

従来の住所・居所　不明

日本における最後の本籍　広島県呉市阿賀中央三丁目二九四五番地の二

生年月日　大正十三年十二月二十日

二　供託所　千葉地方法務局松戸支局

三　供託番号　令和八年度金八九一号

四　供託金額　三四、五九三、四三六円

五　裁判所　千葉家庭裁判所松戸支部

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和八年（家）第三〇〇〇九号

令和八年十一月十一日

千葉県松戸市本町一八―四　ＮＢＦ松戸ビル五階　ときわ綜合法律事務所　不在者財産管理人　弁護士　白石　知江

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　鈴木マツイ

最後の住所　新潟県村上市中原四〇〇三番地二

生年月日　昭和五年十一月三十日

死亡年月日　平成二十九年六月二十二日

二　供託所　新潟地方法務局新発田支局

三　供託番号　令和八年度金第一三五号

四　供託金額　四三一、三四三円

五　裁判所　新潟家庭裁判所新発田支部

六　事件名　相続財産管理人選任申立事件

七　事件番号　平成三十年（家）第三〇二九号

令和八年十一月十一日

新潟県新発田市中央町三丁目七番一四号　ウエノビル二階　新潟あやめ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　犬飼　善和

第12期決算公告

2026年11月11日

岩手県花巻市上小舟渡48番地５

株式会社サプライン

代表取締役　吉原　秀人

貸借対照表の要旨　（2026年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	74,733	流動負債	26,889
固定資産	16,898	固定負債	18,184
		（うち退職給付引当金）	(3,403)
		（うち役員退職慰労引当金）	(3,500)
		株主資本	46,557
		資本金	20,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	16,557
		その他利益剰余金	16,557
		（うち当期純利益）	(2,861)
資産合計	91,632	負債・純資産合計	91,632